

令和元年度決算に係る
定期監査資料

令和2年7月

福祉相談センター

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1頁
3	職員の定員、現員調べ	1頁
4	役付職員の調べ	1頁
5	主な事業に関する調べ	2頁
6	収入証紙取扱額調べ	12頁
7	現金の取扱状況	12頁
8	財産に関する調べ	12頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の保有状況	
9	財産の貸付及び使用許可調べ	13頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
10	借受不動産明細調べ	13頁
11	職員駐車場の管理状況調べ	13頁
	(1) 管理状況	
	(2) 減免の考え方	
	(3) 使用料の見直し	
12	寄附物件の受納状況調べ	13頁
13	備品の処分状況調べ	13頁
14	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	13頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
児童相談所個別事項		
15	当該年度における事業の概要	14頁
16	管轄区域とその状況	14頁
17	経路別・相談別受付件数調べ	15頁
18	年齢区分別・相談別受付件数調べ	16頁
19	児童虐待相談状況調べ	17頁
	(1) 件数の推移	
	(2) 虐待の内容別相談件数	
	(3) 主たる虐待者	
20	非行相談件数調べ	17頁
21	相談区分別対応件数	18頁
22	児童福祉司等担当ケース件数	19頁
23	一時保護児童数調べ	19頁
24	一時保護委託児童数調べ	19頁
25	里親登録数及び委託児童数調べ	19頁
26	巡回相談実施状況調べ	20頁
27	巡回相談における相談種別状況調べ	20頁
28	児童福祉施設等入退所状況調べ	21頁
29	保管金品及び帰属調べ	22頁
30	3歳児及び1歳6か月児精神発達精密健康診査（事後指導を含む）事業実施状況調べ	22頁
31	主な施設の整備状況調べ	22頁
婦人相談所個別事項		
32	所管事項の概要	23頁
33	相談の状況	24頁
	(1) 相談形態別受付状況調べ	
	(2) 経路別受付状況調べ	
	(3) 主訴状況調べ	
	(4) 処理状況調べ	
	(5) 年齢別受付状況調べ	
34	一時保護の状況	29頁
	(1) 経路別入所状況調べ	
	(2) 一時保護の理由調べ	
	(3) 一時保護後の状況調べ	
	(4) 年齢別入所状況調べ	
35	一時保護委託者数調べ（在籍数）	30頁
36	主な施設の整備状況調べ	30頁
福祉保健局 個別事項		
37	知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況	31頁
38	知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況	31頁
○	意見・要望等	31頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ (令和2年4月1日現在)

区 分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	
定員	28	25	1	1	0	0	29	26	
現員	(2) 29	(1) 26	() 1	() 1	() 0	() 0	(2) 30	(1) 27	育児休業1名、病気療養中1名を含む
過不足(△)	1	1					1	1	過員2名（育児休業、病気療養） 欠員1名（判定課）
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	14	14	3	1	3	3	20	18	児童相談員 1 女性相談員 1 判定保護指導員 1 児童虐待対応協力員 2 生活支援員 1 生活指導員 1 一時保護指導員 2 夜間指導員 5 運転士 1 警備員 2 嘱託医師 3

4 役付職員の調べ (令和2年7月1日現在)

職 名	氏名	在 職 期 間		備 考
		年	月	
所長	(兼) 川本 由美子	3	3	次長兼児童相談課長2年 兼務：児童相談所長・婦人相談所長・知更相所長
次長兼総務課長	(兼) 衣川 貴志	0	2	兼務：児童相談所参事・婦人相談所参事・知更相参事
次長兼 児童相談課長	(兼) 田中 茂子	2	3	次長兼一時保護課長1年 兼務：児童相談所参事・婦人相談所参事
課長補佐	(兼) 福田 成生	4	3	本務：東部地域振興事務所東部振興課総務・庁舎管理担当課長補佐出納員
児童相談課 課長補佐	(兼) 山根 仁子	0	3	兼務：児童相談所課長補佐 ・婦人相談所課長補佐
児童相談課 課長補佐	(兼) 安田 誠	0	9	兼務：児童相談所課長補佐・倉吉児童相談所相談課課長補佐・米子児童相談所相談課課長補佐・婦人相談所課長補佐
児童相談課 課長補佐	(兼) 真山 文子	1	0	兼務：児童相談所課長補佐・倉吉児童相談所相談課課長補佐・婦人相談所課長補佐（倉吉児童相談所駐在）
児童相談課 課長補佐	(兼) 山口 彩子	0	3	兼務：児童相談所課長補佐 ・婦人相談所課長補佐
女性相談課長	(兼) 白岩 有里	3	3	兼務：児童相談所課長補佐 ・婦人相談所課長補佐
判定課長	(兼) 河崎 久仁子	2	3	女性相談課1年 兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐・知更相課長補佐
一時保護課長	(兼) 生田 睦子	2	3	児童相談課課長補佐6年 兼務：児童相談所課長補佐・婦人相談所課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
児童虐待防止対策事業	1,010	490		520
鳥取元気プロジェクト	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う (3-3-1) DV対策、児童・母子(父子)対策 ④児童虐待の発生予防、早期発見・対応、入所施設や里親制度など、総合的な支援体制の整備を推進します。入所施設との連携による親支援を充実し、家庭復帰に向けた取組を推進します。			
元気づくり総合戦略	—			
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
<p>児童虐待は全国的に増加、深刻化の傾向にあり、鳥取県においても児童虐待の予防と早期発見、子どもの安全確保を最優先にしながら、子どもが安心して生活できるような確かつ迅速な支援を行う必要がある。そのために関係機関との連携を強化するための体制整備と支援に関わる児童相談所(以下「児相」という。)職員及び市町村等関係機関の職員の資質向上を図るための研修等を実施する。</p>				
(イ) 事業の実施状況				
1 関係機関との連携強化と支援体制整備				
① 東部圏域要保護児童対策地域協議会(※1)以下「要対協」という。)担当課長等連絡会の開催 … 年1回				
② 東部圏域要保護児童等に係る関係機関連絡会の開催 … 年2回				
③ 市町の要対協への参加(代表者会議、実務者会議、個別支援会議)				
・代表者会議(各機関・団体の長による会議) … 各市町・年1回				
・実務者会議(各機関・団体の担当者等による会議) … 各市町・年1~6回				
・個別支援会議(個別ケースの支援会議) … 随時				
④ 東部管内警察署と児相との連絡会の開催 … 年1回				
⑤ 弁護士会と児相との勉強会の開催(全県)				
児童相談所ケース会議対応研修 … 年1回				
弁護士総合相談援助事業実施に係る協議会 … 年1回				
※以下の事業については実施を計画したが、感染症予防のため中止した。				
・医療機関との連絡会 … 年1回				
・警察と児相との合同立入調査演習(全県・警察、児相、市町村職員等) … 年1回				
(※1) 要保護児童対策地域協議会				
<p>虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を固めるため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行うネットワーク。平成16年児童福祉法の改正により設置。 主な構成メンバー：警察署、教育委員会、小学校長会、中学校長会、法務局、東部医師会、児相、民生児童委員協議会、市町母子保健部門、弁護士会、CAPTA(※2)、市町要対協事務局</p>				
(※2) CAPTA				
<p>特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク鳥取=CAPTA(Child Abuse Prevention Tottori Association)。</p>				

2 要保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成（職員等の資質向上）

① 児童相談所新規採用職員及び新任職員研修（全県）

対象者：児童相談所に新規採用となった職員や新任職員

内容：児童相談所の業務や児童相談所運営指針について研修実施。…年3回

② 県内外研修への積極的参加

子どもの虹情報研修センター等の県外研修（非常勤を含む全職員原則1回以上）と県内研修への積極的参加により、適切なケース支援をするための知識と技能を修得。

3 児童虐待発生からフォローアップによる切れ目ない対応と支援

① 児童虐待通告に係る警察との全件共有実施

年間虐待通告件数 295件

② 弁護士総合相談援助事業

鳥取県弁護士会と契約し法的対応への個別相談と駐在弁護士の所内会議出席

・弁護士相談 11件

・駐在弁護士の会議出席（令和元年9月から）29回 対象ケース310件

③ 精神科医の配置（令和元年8月から）年間相談ケース 13件

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

① 10月1日付けで警察官が1名配置され（県内3児相兼務）、児童虐待対応等において警察官の視点も持ちながら児童相談所職員として勤務している。管内警察署と児童相談所との連絡会をはじめ開催した。

② 児童相談所の体制強化のため、駐在弁護士及び精神科医が配置され、日常的に相談しやすい環境になった。

③ 鳥取市要対協実務者会議の開催に当たり、次回の会の進行に関する打合せと開催状況の振り返りを行っている。

ウ 成果及び効果

① 現職の警察官が配置されたことにより、警察との情報共有等が迅速に、かつより円滑に行えるようになった。警察と児童相談所が互いの業務内容や役割についての理解が進み、連携が強化された。

② 医師や弁護士への相談は従前から個別に行っていたが、児童相談所に配置されたことにより随時相談がしやすい環境となり個別ケースの対応等において必要な専門的な助言、指導を受けやすくなった。職員の専門性の向上も図られている。

③ 実務者会議の効率的な運営を協議しながら関係機関との連携強化を図っている。今年度から新たに警察、DV相談担当及び母子保健担当が会議に参加し個別ケースの情報共有等行い、必要な支援の継続を図っている。

エ 課題

・虐待通告が前年度と比較し急激に増加した。その結果、虐待事実の確認や確認後の児童及び保護者への支援業務も増加しており、緊急対応を含め職員の恒常的な時間外業務が続いている。組織内の業務見直しと併せて市町等との協働と分担を図ることが必要である。

・各市町は要保護児童等の第一義的な相談窓口であるが、要対協を活用した取組に温度差があるため、今後も情報を共有しながら役割を分担し、連携した適切なケース支援が必要である。県内に新たに配置された市町村指導担当職員（倉吉児相駐在）の役割及び業務内容を具体化していくことが必要である。

・虐待対応業務では、介入を拒む保護者との折衝が頻繁で、対応職員の精神的疲労（感情疲労）が激しい。職員のメンタルケアへの支援も継続して必要である。

・児童を被害者等とする事案について、聴取面接の重複による児童の心理的苦痛等の回避や児童の供述の信頼性の確保等の観点から検察、警察、児相の連携強化が求められており、「被害事実確認面接（司法面接）」の手法を児相職員が習得することが必要である。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
鳥取県DV予防啓発支援員活動事業	1,664			1,664
鳥取元気プロジェクト	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う ① 関係機関の連携を充実強化し、県や市町村による教育・普及活動を充実させ、暴力を許さない社会を実現します。			
元気づくり総合戦略	—			
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
地域・学校等でDVの予防啓発活動等が行えるDV予防啓発支援員(以下「支援員」)を養成し、支援員が専門的かつ円滑に活動できるようフォローアップ研修及び連絡会を開催することにより、県内のDV予防啓発体制をより強化する。				
(イ) 事業の実施状況				
① 支援員養成研修 (委託事業)				
・ 委託先: NPO法人レジリエンス				
・ 開催日: 令和元年6月15日				
・ 受講者: 21人(うち新規支援員登録9名)				
【参考】支援員登録者94名(R2.3末現在)				
② 支援員の活動状況				
・ デートDV予防学習会および地域向けDV予防研修への支援員派遣				
【派遣実績】				
平成23年度	33回(高校13校)			
平成24年度	73回(高校16校)			
平成25年度	90回(高校18校・特別支援学校2校・中学校1校、地域4回)。			
平成26年度	93回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校、地域1回)			
平成27年度	81回(高校14校・特別支援学校2校・専修学校3校・中学校分校1校、地域1回)			
平成28年度	92回(高校17校・特別支援学校1校・専修学校2校・中学校1校)			
平成29年度	114回(高校17校・特別支援学校2校・専修学校2校・中学校2校・大学2校、地域10回)			
平成30年度	120回(高校22校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校3校・大学2校、地域3回)			
令和元年度	110回(高校19校・特別支援学校3校・専修学校2校・中学校2校・県教育委員会1課、地域3回)			
・ フォローアップ研修 1回開催				
・ 支援員連絡会 16回(全県連絡会1回、圏域毎の連絡会各5回)				
イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
受講者に対しよりわかりやすく伝わる教材を提案できるよう、年間を通し随時細かく修正、改善を心掛けた。				
また、支援員同士で生徒役、講師役に分かれデモンストレーションを実施。				

生徒役から講師役に対し「評価できる点」あるいは「改良点」などを助言し、実施にむけての心構えや意識づけを高める体制づくりを行った。

ウ 成果及び効果

- ・デートDV予防学習会等への支援員派遣が高校以外に特別支援学校や地域等に拡大している。

エ 課題

- ・登録支援員は現在94名。そのうち今年度の派遣要請に応じた支援員は24名と、昨年度に比べ漸増した。引き続き、派遣要請に応じられる支援員の養成を継続して実施していくことと、派遣要請に応じられる支援員のスキルアップ、サポートが必要である。
- ・早期の予防学習が重要で中学校での取り組みも必要と考える。担任など教職員による予防学習の取り組みが望まれるが、外部から講師に来てもらうことへの意義を感じる学校も多い。高校よりもはるかに校数の多い中学校への実施について検討が必要である。

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業	315			315
鳥取元気プロジェクト	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う ④児童虐待の発生予防、早期発見・対応、入所施設や里親制度など、総合的な支援体制の整備を推進します。入所施設との連携による親支援を充実し、家庭復帰に向けた取組を推進します。			
元気づくり総合戦略	—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、保護者等の不安の軽減を図る。

(イ) 事業の実施状況

① とり〇(まる)子育て講座の開催

とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～(以下、とり〇子育てという)講座とは、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す「被虐待児の保護者支援」のトレーニングプログラムである。当所職員が子育て不安のある保護者等を対象に本プログラムを実施した。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
一般グループ講座	R1.6～R1.9	一般希望者及び継続相談している保護者	4人 (19人)	5回 (1回1.5時間)
個別対応講座	通年	当所による継続相談等、個別支援する児童の保護者	6人 (32人)	16回 (1回2時間)
所内職員研修	H31.4～R1.12	所内新規職員等	9人 (24人)	6回 (1回2時間)
夜間指導員研修会	R1.6	一時保護所夜間指導員及びb&g鳥取職員	5人 (15人)	3回 (1回2時間)

② とり〇子育てフォローアップグループ「子育てハートルーム」の開催

保護者のとり〇子育て受講の効果が高減していくことを防ぐため、受講者のフォローアップをしつつ、養育力の更なる向上に向け支援することを目的として実施した。

実施期間	対象者	プログラム内容	実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	とり〇子育てを修了しフォローアップグループへの参加を希望する保護者	グループカウンセリング、創作活動、親子活動等実施	《保護者》 8人(32人) 《児童》 2人(2人)	13回 (1回2時間)

③ 里親向け子育て講座の実施

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
ペアレントサポートプログラム講座	R1.6~R1.9	里親及び里親支援関係者	7人 (30人)	5回 (1回2時間)

④ セカンドステップ

子どもの集団適応力の向上を支援することを目的とした、子どもの暴力防止に役立つソーシャルスキルを教育するプログラム。

実施内容	実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通所児童等グループ指導 (小学生版)	R1.10~ R2.2	当所で継続指導する児童、里親委託した児童で、家庭生活や学校等の集団適応力の向上に取り組めると考えられる児童	《保護者》 3人(3人)	《保護者》3回 (1回1時間)
通所児童等グループ指導 (中学生版)	R1.7~ R1.12		《児童》 7人(39人)	《児童》8回 (1回1時間)
個別対応講座	通年		《保護者》 1人(1人)	《保護者》1回 (1回1時間)
			《児童》 5人(23人)	《児童》12回 (1回1.5時間)
			5人 (31人)	31回 (1回1時間)

⑤ 一時保護所虐待予防教育プログラム

虐待等の影響を受けて自己効力感が低下した保護児童に対し、一時保護解除前に適切な心理教育を行い、自尊心低下の改善と適切な援助依頼を促し、児童の安全性を高めるためのプログラム。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
年度内適宜実施	虐待によって一時保護されている児童、その他様々な暴力行為に対する基本的教育が必要と思われる児童	16人 (16人)	8回 (1回1時間)

⑥ 性問題行動治療教育個別プログラム

性的問題行動があった児童を対象に、自己の気持ちや現状と向き合う丁寧な振り返りと、具体的かつ実行可能な再犯防止策及びストレス対処法を話し合う心理教育プログラム。

実施期間	対象者	実人員 (延べ人員)	開催回数
通年	性加害で在宅支援となり、心理教育によって再犯を防止し得る見込みのある児童	2人 (17人)	17回 (1回1時間)

イ 令和元年度の事業実施に当たり、改善等に取り組んだ点

① とり〇子育て講座

- ・これまで、一般対象の講座について、平日や土曜の昼間に実施していたものを、仕事と育児の両立に悩む保護者が参加しやすいように配慮し、金曜夜間に実施した。
- ・スタッフ2名のうち、1名は必ず同一職員が参加することで、受講者に継続性に伴う安心感を与えることができた。

② とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

- ・受講者の参加意欲の向上と当講座をリフレッシュの機会としてもらうことを目的として、幅広い

分野から講師を招くなど受講内容を工夫した。

・参加年数を重ねて対象児童の年齢も上がっていることから、通信機器に関する予防教育や家庭内のストレス軽減を目的として、栄養学、身体ストレッチなどの講座を設定した。

③ セカンドステップ

・参加児童の参加率向上のため、各々の事情を勘案し、必要に応じて送迎の実施や実施時間に配慮した。

・小学生グループと中学生グループに分け、幅広い年齢層で受講が可能となるよう配慮した。

・児童からの希望も踏まえて、制作活動やスポーツ、飾りつけ等、児童やスタッフが協力して活動できる機会を増やした。児童の自己表現を促進するため、参加児童の年齢や能力を考慮し、活動内容の難易度を設定した。

④ 一時保護所虐待予防プログラム

・必要な児童に即時にプログラムを実施するために個別でも実施できるよう体制を整えた。

・児童の状況に合わせてプログラムの設定を柔軟に変更し実施した。

⑤ 性問題行動治療教育個別プログラム

・在宅支援の児童に加え、施設入所中の児童へも訪問し実施するなどの支援を実施した。

・施設入所児童については、本人の了解を得た上で使用した教材の内容を施設側へ情報提供しプログラムの効果を高めるよう努めた。

ウ 成果及び効果

① とり〇講座

・参加者の育児不安が軽減することで、虐待予防に寄与することができた。

・個別対応講座では、父親が受講することで良い方向に変わっていく様子も観察されたため、次年度は父親の参加を促す工夫を実施したい。（例：募集チラシへの記載等）

② とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

・保護者同士のつながりの場を提供することで、子育ての孤立化を防ぎ、閉塞感を軽減することができた。

③ セカンドステップ

・参加児童の保護者の多くが、家庭や学校においてコミュニケーション能力の向上や問題行動の軽減に繋がっており、適応度が上がっていると実感している。

・家庭や学校での良い効果が見られ、保護者の子育てへの負担感の軽減につながった。

・個別プログラムにおいても、暴力や対人トラブルといった問題行動の再犯を防止することができ、児童、保護者及び学校の困り感が減少した。

④ 一時保護所虐待予防プログラム

・一時保護所職員の協力が得られることで、児童への声かけや細かな配慮が可能となったほか、プログラム後の児童の様子を観察できることでの的確なフォローが実施できた。

⑤ 性問題行動治療教育個別プログラム

・昨年度プログラムを実施した児童について、今日に至るまで性加害の再犯が防止できており、プログラム受講の効果が表れている。

エ 課題

① とり〇フォローアップグループ「子育てハートルーム」

・仕事を持つ参加者が増え、平日午前中の時間帯での開催では参加者の増加が見込めないため、曜日、時間帯を親子で参加しやすいものにする等の工夫が必要。

・参加者の児童の年齢が上がり、中・高校生年代が増えてきたため、思春期特有の課題や悩み等、参加者の困りごとにあった話題や講座を準備し、参加意欲を高める工夫が継続して必要。

② セカンドステップ

- ・グループ指導において、実施期間の途中で参加する児童の理解度を高めるためには個別での補講も望まれるため、そのための人員体制の確保が必要。
 - ・対人関係に難しさを抱える児童を対象としているため、スタッフを手厚くする必要があるが、毎回の人員確保が難しい。
- ③ 一時保護所虐待予防プログラム
- ・複数回プログラムを実施している児童について、受講意欲を維持できるための工夫が必要。複数回のプログラム実施は安心、安全に関する理解のためには有効である。
 - ・身体的・精神的暴力に対する対処法に加えて、ネグレクトや性的暴力などへの対処法についても子どもの実情に合わせて実施できるよう検討が必要。

事業名	決算(見込)額	財 源 内 訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
一時保護所費	24,037	3,064	9	20,964
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

保護者の虐待などにより、緊急に児童を保護する必要がある場合（緊急保護）、適切かつ具体的な援助指針を定めるために行動観察する必要がある場合（行動観察）、一時保護所で短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導を必要とする場合（短期入所指導）に、当センターの一時保護所に一時保護、または児童福祉施設、里親等に一時保護委託を行った。

(イ) 事業の実施状況 ※令和元年度の数字は3月末現在。

		平成30年度	令和元年度
一時保護所			
	保護児童数（人）	147	149
	施設入所日数（日）	352	349
	延べ保護日数（人・日）	1,074	964
委託一時保護			
	保護児童数（人）	181	127
	延べ保護日数（人・日）	1,884	1,504

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・ 第三者評価の自己評価を実施し、業務の振り返りを行い、課題等を把握した。
- ・ 一時保護所において、職員が統一した適切な支援を行うよう、遵守すべき倫理規程を策定した。
- ・ 一時保護所の屋外遊戯場の移転に伴い、遊具等設備を整備した。
- ・ 児童が職員に直接話しにくいことがある場合等の意見表明の手段として一時保護所内に意見箱を設置しているが、これまでは一時保護課職員が毎日行っていた意見箱の確認を、直接児童対応をしない総務課職員が行うようにした。
- ・ 一時保護所に入所して一週間が経過した時点で、何か困っていること等がないか、一時保護課長が児童と個別に面談を実施。
- ・ 毎週金曜日の子ども会議において実施していたアンケートについて、他児や職員を気にせず記入できるよう前日各児童にアンケート用紙を渡しておき、当日朝回収するようにした。
- ・ 職員1名体制となる夜10時以降と土日祝日の日中に、警備員による一時保護所の巡回を実施。
- ・ 夜間指導員の記録票様式を改正し、児童からの相談事項の欄を設けた。

ウ 成果及び効果

- ・ 一時保護課内で自己評価を実施し、日々の対応等について、振り返りを行うことができた。また、評価できる点、改善が必要な点を確認し、課内で共通認識を図ることができた。
- ・ 一時保護所倫理規程を策定し、児童の権利擁護に関する規範及び職員の職務に関する規範を明確に示すことで、児童の人権に配慮した支援に対する一時保護所職員の意識が高まった。
- ・ 一時保護所屋外遊戯場の移転に伴い、地面を芝生化し、老朽化が著しかった遊具を一新するなど整備したことで、児童が安全に安心して遊べる環境が整い、一時保護児童の生活環境が向上した。

エ 課 題

- ・施設内虐待（疑い）、無断外出、自傷他害、災害等緊急時の対応について、マニュアルを整備する必要がある。
- ・夜間指導員の記録が手書きの様式であり、一部職員しか回覧していないが、児童に関わる全ての職員が共有できるようデータベースに入力するなど改善が必要。
- ・一時保護児童の権利擁護及び支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審が必要。

6 収入証紙取扱額調べ

有 ・ (無)

7 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

(令和2年3月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
児童福祉費負担金	108,300	42	児童措置費負担金
合計	108,300	42	

イ つり銭の状況

該当なし

8 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名 又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					本年度末		備考	
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)		価額 (円)
行政財産	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	7740.59	不明	増加								
					減少	R1.8.31	△888.93	不明	屋外遊戯場用地としての利用終了のため。		6851.66	不明	
計			7740.59	不明			△888.93				6851.66		
普通財産	福祉相談センター	鳥取市江津318-1	0	0	増加	R1.9.1	888.93	不明	用途廃止により行政財産から普通財産へ		0	0	
					減少	R1.9.1	△888.93	不明	子ども発達支援課へ移管				
計			0	0			0	不明			0	0	
			7740.59	不明			△888.93	不明			6851.66	不明	

イ 建物

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	機関名 又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況					本年度末		備考	
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記年月日	面積 (㎡)		価額 (円)
行政財産	福祉相談センター(本館棟)	鳥取市江津318-1	1544.76	790,262,350	増加						1544.76	790,262,350	
	(車庫棟)		80		増加						80		
	(自転車置場)		12.89		増加						12.89		
	(ハートフル駐車場)		23.31	4,909,086	増加						23.31	4,909,086	
計			1660.96	795,171,436							1660.96	795,171,436	

ウ 山林

該当なし

エ 動産(船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機)

該当なし

オ 物 権 該当なし

カ 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等） 該当なし

キ 有価証券 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況 有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和2年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
21 枚	0枚	2枚 1,370円	19枚

9 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

(令和2年3月31日現在)

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	公用車駐車場	鳥取市江津318-1	75㎡	H31.4.1	H18.6.1	H31.4.1 ～ R2.3.31	月額・年額	85,627	鳥取市江津318-1 公益社団法人 鳥取県看護協会	文書ID 19-00016898 19-00172438
計								85,627		
普通財産								0		
計								0		
合計								85,627		

イ 建物 該当なし

(2) 物品 該当なし

10 借受不動産明細調べ 該当なし

11 職員駐車場の管理状況調べ

(1) 管理状況

財産の区分	所在地	1区画の面積(㎡)	貸付(使用)料(月額)(円)
行政財産	鳥取市江津318-1	12.5	3,000
	同上	12.5	1,500 (1/2減免、1名)
普通財産	なし		

(2) 減免の考え方(減免を行った場合のみ)

勤務形態により、公共交通機関が利用しがたいため。

- ・勤務日は毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12/29~1/3)
- ・始業及び終業の時刻 始業 午後4時 終業 午後10時

(3) 使用料の見直し 令和元年10月2日実施

12 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

13 備品の処分状況調べ 該当なし

14 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 ・ 無

(2) 物品の照合

有 ・ 無

児童相談所個別事項

15 当該年度における事業の概要
「主な事業に関する調べ」に記載

16 管轄区域とその状況 管轄区域とその状況 (単位:km²、世帯、人)

区 分	区 域 内 の 状 況				備 考
	面 積	世 帯 数	人 口	対象児童数	
鳥取市	765.31 km ²	77,431 世帯	188,740 人	29,487 人	
岩美郡	122.32 km ²	4,038 世帯	10,919 人	1,518 人	
八頭郡	630.58 km ²	9,061 世帯	25,422 人	3,373 人	
合 計	1518.21 km ²	90,530 世帯	225,081 人	34,378 人	
全 県	3507.14 km ²	220,185 世帯	555,663 人	85,263 人	
区域の全県に 対する割合(%)	43.3 %	41.1 %	40.5 %	40.3 %	

(注)面積、世帯数、人口及び対象児童数は、令和元年10月1日現在。

17 経路別・相談別受付件数調べ

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区 分	養護相談	都道府県・指定都市・中核都市		市 町 村			児童福祉施設			児童家庭支援センター	認定こども園	警察	家庭裁判所	保健医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・知人	児童	その他	計	再 掲				前年度同期実績						
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他						保育所	児童福祉施設	指定医療機関							幼稚園	学校	教育委員会等	措置変更		期間延長	巡回相談	電話相談			
	児童虐待相談	1						12	3		1	10			22	1		3	6	3	10	72	1				47							
	その他の相談	14		1	2			35	10	14	4	1	91		12		2	70	49	6	47	397	5	12		66	320							
	保 健 相 談																						0											
障 害 相 談	肢体不自由相談																						0											
	視聴覚障害相談																							0										
	言語発達障害等相談																							0										
	重症心身障害相談														2				2					4			1	4						
	知的障害相談	4						4	2						43				158		1	7	219			6		257						
	発達障害相談																							0				8						
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	4								1		2					1		7		7	22	4			2	17							
	触法行為等相談											11											11	1			16							
育 成 相 談	性格行動相談							1	1			1			2			57		2	1	65		1	22	63								
	不登校相談							1							2			11				14			3	20								
	適性相談													6				8				14				7								
	育児・しつけ相談																	5				5			3	5								
そ の 他 の 相 談	3						3					32	4		1			32	2	6	18	101			75	72								
合 計	26	0	0	1	2	0	0	56	10	21	0	4	2	147	4	49	14	0	66	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
い じ め 相 談 (再 掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

18 年齢区分別・相談別受付件数調べ

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護相談	児童虐待相談		2	4	2	4	5	5	4	5	6	3	10	7	4	4	3	2	2		72
	その他の相談	17	16	31	30	29	32	34	29	24	28	21	17	21	15	12	13	6	22		397
保 健 相 談																					0
障 害 相 談	肢体不自由相談																				0
	視聴覚障害相談																				0
	言語発達障害等相談																				0
	重症心身障害相談	2								1		1									4
	知的障害相談		2		4	7	12	17	8	18	6	11	9	25	7	10	18	19	28	18	219
	発達障害相談																				0
非行相談	ぐ犯行為等相談											2	1	2	8	1	4	3	1		22
	触法行為等相談									4	1	1	1		4						11
育 成 相 談	性格行動相談		1			1		4	7	5	5	4	6	9	8	5	6	2	1	1	65
	不登校相談									2	1		1	1	6	2		1			14
	適性相談								5		1					5	1		2		14
	育児・しつけ相談		1	1		2	1														5
そ の 他 の 相 談		3	3	3	1	2	1	3	2	6	6	9	4	9	5	6	4	4	8	22	101
合 計		22	25	39	37	45	51	63	55	65	54	52	49	74	57	45	49	37	64	41	924

いじめ相談 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

19 児童虐待相談状況調べ

(1) 件数の推移

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和1年度
23	15	22	35	85	26	34	25	27	32	71

(2) 虐待の内容別相談件数

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

身体的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	性的虐待	心理的虐待	計
32	20		19	71

(3) 主たる虐待者

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

父		母		その他	計
実父	実父以外	実母	実母以外		
29	2	37		3	71

20 非行相談件数調べ

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区分	窃盗	家出 (無断外泊)	乱暴	不良遊戯・ 性的逸脱	金品持出	その他	計	
ぐ犯行為 等相談	男	3	1	1		1	8	14
	女	1	4		1		2	8
触法行為 等相談	男	5		2			4	11
	女							0
合計	男	8	1	3	0	1	12	25
	女	1	4	0	1	0	2	8

2 1 相談区分別対応件数調べ

(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区 分	面 接 指 導 助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 幹 旋	児 童 福 祉 委 員 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	市 町 村 指 導 委 託	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 医 療 機 関 等 委 託	里 親 委 託	法 第 27 条 1-4 家 庭 裁 判 所 送 致	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 利 用 契 約	そ の 他	合 計	未 処 理 件 数	施 設 入 所 待 機 (再 掲)	
											入 所	通 所									
養護相談	児童虐待相談	10	43	3	9						1			2			3	71	2		
	その他の相談	274	61	13	2						12			2			41	405	7		
保 健 相 談																		0			
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談																	0			
	視 聴 覚 障 害 相 談																	0			
	言 語 発 達 障 害 等 相 談																	0			
	重 症 心 身 障 害 相 談	3															1	4			
	知 的 障 害 相 談	214															5	219	1		
非 行 相 談	発 達 障 害 相 談																	0			
	ぐ 犯 行 為 等 相 談	9	2	1	1					1	6			1				21	1		
育 成 相 談	触 法 行 為 等 相 談		1		3					11	1							16			
	性 格 行 動 相 談	41	23	1	2						1						1	69	1		
	不 登 校 相 談	7	2									6						15	2		
	適 性 相 談	15																15	1		
そ の 他 の 相 談	育 児 ・ し つ け 相 談	3	2															5			
	そ の 他 の 相 談	92		2													9	103	21		
合 計		668	134	20	17	0	0	0	0	12	21	0	6	0	5	0	6	54	943	36	0

いじめ相談 (再掲)																		0	0	0
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

2.2 児童福祉司等担当ケース件数

(単位:件) (令和2年3月31日現在)

区 分	調 査 中	係 属 中	計
児童福祉司	16	311	327 (82)
保 健 師		3	3 (3)
児童心理司	2	12	14 (3)
計	18	326	344 (34)

(注) () 内は一人当たりの件数

2.3 一時保護児童数調べ (単位:人)

(令和 2年 3月 31日現在)

区分	受 付 (年 度 中)				対 応 (年 度 中)							
	0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里 親 委 託	他の児童相談所・機関に移送	家庭裁判所送致	帰 宅	その他	計	延日数
養 護	1	39	17	21	0	1	1	0	55	18	75	470
障 害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	0	6	19	1	3	0	0	0	18	4	25	161
育 成	0	23	22	0	3	1	0	0	41	0	45	333
保健・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	68	58	22	6	2	1	0	114	22	145	964
延日数	1	472	375	116	160	37	1	0	510	256	964	

2.4 一時保護委託児童数調べ

(単位:人)

(令和 2年 3月 31日現在)

区 分	委 託 (年 度 中)	委 託 解 除 (年 度 中)			
		警 察 等	児 童 福 祉 施 設	里 親	そ の 他
児 童 数	127	0	91	31	4
延 日 数	1,400	0	1,183	265	56

2.5 里親登録数及び委託児童数調べ

(単位:人)

(令和 2年 3月31日現在)

区 分	養育+専門	親族	養子縁組	合 計
登録里親数	27 (4)	2	9	38
委託里親数	11 (1)	2	0	13
委託児童数	13 (1)	2	0	15
男	6 (1)	1	0	7
女	7 (0)	1	0	8

(注)()は専門里親に係るもの。

26 巡回相談実施状況調べ

(単位:回、人) (令和2年3月31日現在)

区分	保育所 幼稚園		小学校		中学校		知的 障害児		3歳児精密 (含事後指導)		1歳6か月児精密 (含事後指導)		地区出張 相談		肢体不自 由児		重症心身 障害児者		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
実績							6	6											6	6
年間 計画							6												6	

27 巡回相談における相談種別状況調べ

(単位:件) (令和2年3月31日現在)

区分	保育所 幼稚園	小学 校	中学 校	知的 障害 児	3歳児精密 (含事後指導)	1歳6か月児精密 (含事後指導)	地区 出張 相談	肢体 不自 由児	重症 心身 障害 児	合計	
養護 相談	児童虐待相談										
	その他の相談										
保健相談											
障害 相談	肢体不自由相談										
	視聴覚障害相談										
	言語発達障害等相談										
	重症心身障害相談										
	知的障害相談										6
	発達障害相談										
非行 相談	△犯行為等相談										
	触法行為等相談										
育成 相談	性格行動相談										
	不登校相談										
	適性相談										
	育児・しつけ相談										
その他の相談											
合計											6
いじめ相談(再掲)											

28 児童福祉施設等入退所状況調べ

(単位：人) (令和2年3月31日現在)

区分	乳児院		児童養護施設							知的障害児施設	肢体不自由児施設	児童自立支援施設	重症心身障害児(者)施設	児童心理治療施設	県外施設	里親・ファミリーホーム	合計	
	鳥取子ども学園乳児部	米子聖園ベビーホーム	鳥取こども学園	青谷こども学園	因伯子供学園	光徳子供学園	米子聖園天使園	松の聖母あすなる園	皆成学園	総合療育センター	喜多原学園	総合療育センター	国立病院機構鳥取医療センター	鳥取子ども希望館	こども希望館			
前年度末在籍者数	5	0	43	28	8	7	2	10	7	0	2	1	4	12	8	0	18	155
当年度中入所者数	4	0	8	2	1	0	0	0	1	0	6	0	0	0	6	0	5	33
当年度中退所者数	4	0	4	5	3	0	0	1	1	0	2	0	0	6	4	0	5	35
調査日現在在籍者数	5	0	47	25	6	7	2	9	7	0	6	1	4	6	10	0	18	153
(再掲)	前年度末 給付決定者数							5	1	0		1	4					11
	当年度中 給付決定者数							0	1	0		0	0					1
	当年度中 給付決定取消者数							1	0	0		0	0					1
	調査日現在 給付決定者数							4	2	0		1	4					11

29 保管金品及び帰属調べ

(単位:円) (令和 2年 3月31日現在)

受入年月日	整理票番号	保管事由	公告終了年月日	満期執行年月日	保管金	保管物品		処分状況		備考
						品名	数量	年月日	数量	
H31.4.6	1	紛失防止のため	なし	なし	14,527	キーホルダー他	16	H31.4.7	16	児童へ返還
R1.5.15	2	紛失防止のため	なし	なし	10	鍵他	6	R1.6.7	10	児童へ返還
R1.5.24	3	紛失防止のため	なし	なし		鍵他	4	R1.5.28	4	児童へ返還
R1.6.8	4	紛失防止のため	なし	なし		スマートフォン	1	R1.6.11	1	児童へ返還
R1.6.11	5	紛失防止のため	なし	なし		診察券ファイル	2	R1.6.14	2	児童へ返還
R1.6.21	6	紛失防止のため	なし	なし		ポケモンカード他	51	R1.6.27	51	児童へ返還
R1.6.27	7	紛失防止のため	なし	なし	628	スマートフォン他	5	R1.7.12	5	保護者へ返還
R1.7.11	8	紛失防止のため	なし	なし	1,364	財布	1	R1.7.12	1	児童へ返還
R1.7.22	9	紛失防止のため	なし	なし	290			R1.7.26		児童へ返還
R1.7.22	10	紛失防止のため	なし	なし		ペイブレード他	12	R1.7.30	12	児童へ返還
R1.8.20	11	紛失防止のため	なし	なし		スマートフォン	1	R1.9.20	1	児童へ返還
R1.8.26	12	紛失防止のため	なし	なし		鍵他	4	R1.10.7	4	保護者へ返還
R1.9.5	13	紛失防止のため	なし	なし	5,000			R1.9.20		児童へ返還
R1.9.12	14	紛失防止のため	なし	なし	897	通帳他	10	R1.9.20	10	児童へ返還
R1.10.4	15	紛失防止のため	なし	なし	15	カード他	52	R1.10.7	52	児童へ返還
R1.11.27	16	紛失防止のため	なし	なし	8,054	財布他	30	R1.11.27	30	児童へ返還
R1.11.28	17	紛失防止のため	なし	なし		名札他	8	R1.12.4	8	保護者へ返還
R1.12.4	18	紛失防止のため	なし	なし		鍵他	3	R1.12.5	3	児童へ返還
R1.12.25	19	紛失防止のため	なし	なし		鍵	1	R1.12.26	1	児童へ返還
R1.12.25	20	紛失防止のため	なし	なし		カード他	56	R2.1.15	56	児童へ返還
R2.1.17	21	紛失防止のため	なし	なし		スマートフォン他	14	R2.1.17	14	児童へ返還
R2.2.3	22	紛失防止のため	なし	なし		カッターナイフ他	24	R2.2.14	24	児童へ返還
R2.2.18	23	紛失防止のため	なし	なし	930	診察券他	41	R2.2.18	41	児童へ返還
R2.2.19	24	紛失防止のため	なし	なし		カッターナイフ他	3	R2.3.13	3	児童へ返還
R2.3.4	25	紛失防止のため	なし	なし		鍵他	3	R2.3.10	3	児童へ返還
R2.3.6	26	紛失防止のため	なし	なし		ピアス	3	R2.3.9	3	児童へ返還
R2.1.30	27	紛失防止のため	なし	なし		はさみ他	2	R2.3.18	2	児童へ返還
R2.3.23	28	紛失防止のため	なし	なし	3,328	スマートフォン他	12	R2.3.24	12	児童へ返還
R2.3.25	29	紛失防止のため	なし	なし	33,589	タブレット他	7	(R2.4.6)	7	児童へ返還

30 3歳児及び1歳6か月児精神発達精密健康診査(事後指導を含む)事業実施状況調べ 該当なし

31 主な施設の整備状況調べ 該当なし

3.2 所管事項の概要

婦人相談所は、売春防止法に基づいて①「要保護女子（性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子）」の転落の未然防止と保護更生・自立支援、また、DV防止法に基づいて②配偶者からの暴力の被害者の保護・自立支援、さらに、人身取引対策行動計画に基づいて③人身取引被害者の保護、またストーカー行為等の規制に関する法律に基づいて④ストーカー行為等の相手方に対する支援を行っている。

- ・売春防止法（昭和32年制定）→婦人相談所の設置
- ・DV防止法（平成13年制定）→配偶者暴力相談支援センター機能を付与
- ・人身取引対策行動計画（平成16年策定）
- ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第73号）

（1）相談

日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性やDV被害者等について広く相談に応じている。県では福祉相談センターだけでなく中部・西部の各総合事務所福祉保健局心と女性の相談担当が婦人相談所職員を兼務し、市では女性相談を受理する婦人相談員が配置され、多くの女性相談を受けている。

令和2年3月末で全県での女性相談は3,184件の相談があった。相談内容としては、夫等の暴力に関するものが824件で、全体の25.9%である。その他の暴力被害に関する相談を合わせると996件で、全体の31.3%、次いで離婚問題が418件で全体の13.1%である。

福祉相談センター（女性相談課職員+県婦人相談員）での女性相談の受理状況は、令和2年3月末は435件で相談内容としては夫等からの暴力130件（29.9%）、交際相手やその他の者からの暴力に関するものが28件（6.4%）、離婚問題34件（7.8%）となっている。

また、近年、若年層、高齢者、障がい者や心理的ケアを必要とする暴力被害者など相談者の抱える問題が複雑多岐にわたり、問題解決に時間を要する傾向にある。

（2）調査及び支援

要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生とDV被害者、並びに人身取引被害者、ストーカー行為の被害者等への適切な支援のため、本人及びその家族環境等について本人の了解のもとに必要な調査を行うとともに、その結果に基づき、本人の意思を尊重しながら具体的方策としての各種福祉制度・各福祉施設の活用等、関係機関と連携しながら支援を行っている。

（3）一時保護

緊急保護の必要性、心身の健康状態や経済状態を総合的に勘案し、一時保護を決定している。

一時保護利用者の意向を尊重し、必要な情報を提供し、本人が主体的に問題解決できるように、関係機関と連携をとり支援をしている。

県ではDV被害者等の相談から一時保護、退所後支援までの一貫した支援ができるよう中部・西部総合事務所福祉保健局でも婦人相談所として委託一時保護施設での一時保護を決定しており、令和2年3月末の県全体での一時保護決定数は28件、そのうちDVを主訴とする一時保護は17件（60.7%）である。昨年度同期では51件（うちDV主訴による一時保護46件 90.2%）であった。

なお、令和2年3月末に福祉相談センターで決定した一時保護所及び委託一時保護施設での一時保護件数は12件で、そのうちDVを主訴とする一時保護は7件で58.3%である。昨年度同期は14件（うちDVを主訴とする一時保護13件 92.9%）であった。

3.3 相談の状況

(1) 相談形態別受付状況調べ

(令和2年3月31日現在)

区 分		来所	電話	訪問	メール	その他	計
相談所		63	198	12	15	0	288
相 談 員	県	24	119	0	4	0	147
	鳥取市	228	615	141	0	0	984
	米子市	87	237	59	2	62	447
	倉吉市	33	125	18	0	5	181
	境港市	7	25	21	0	1	54
	小計	379	1,121	239	6	68	1,813
計		442	1,319	251	21	68	2,101
前年度同期計		598	1,560	289	18	53	2,518

(2) 経路別受付状況調べ

(令和2年3月31日 現在)

区 分		本人自身	警察関係	法務関係	他の 婦人相談	他の 婦人相談	福祉 事務所	他の 相談機関	社会 福祉施設	医療 機関	教育 機関	労働 関係	知人・ 縁故者	シエ ルター	D Vセ ンター	そ の 他	計	
相談所	来 所	41	5	3	0	1	1	4	4	0	0	0	3	0	0	1	63	
	電 話	155	10	1	0	1	0	12	6	4	1	0	7	0	0	1	198	
	訪 問	4	3	0	0	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	12	
	メール	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	15	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相 談 員	来 所	295	0	2	0	0	14	46	15	0	3	0	4	0		0	379	
	県	21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	24	
	鳥取市	158	0	2	0	0	11	42	14	0	1	0	0	0	0	0	228	
	米子市	79	0	0	0	0	3	2	1	0	2	0	0	0	0	0	87	
	倉吉市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	33	
	境港市	6	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
	電 話	652	5	4	1	6	78	233	87	9	27	0	8	0		1	1,121	
	県	109	0	1	1	0	0	2	0	1	0	0	5	0	0	0	119	
	鳥取市	259	5	3	0	0	52	207	64	3	22	0	0	0	0	0	615	
	米子市	165	0	0	0	3	19	8	21	4	5	0	1	0	10	1	237	
	倉吉市	110	0	0	0	3	7	0	2	1	0	0	2	0	0	0	125	
	境港市	9	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	25	
	訪 問	174	0	1	0	0	3	36	10	4	11	0	0	0		0	239	
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取市	101	0	1	0	0	3	19	9	1	7	0	0	0	0	0	141	
	米子市	52	0	0	0	0	0	0	1	3	3	0	0	0	0	0	59	
	倉吉市	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	
	境港市	3	0	0	0	0	0	17	0	0	1	0	0	0	0	0	21	
	メール	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		6	
	県	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米子市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	8	0	0	0	0	57	2	0	1	0	0	0	0	0		0	68
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米子市	3	0	0	0	0	57	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	62	
倉吉市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
境港市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	1,348	23	11	1	10	154	333	123	19	43	0	23	0	0	3	2,101		
前年度(同期)計	1,458	52	21	0	21	259	387	119	17	90	2	36	1	52	3	2,518		

(3) 主訴状況調べ

(令和2年3月31日 現在)

区分	人間関係															住居問題	帰住先なし	経済関係					医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計				
	夫等				子ども		親族			家庭不和	その他の者の暴力	交際相手の暴力	交際相手その他	ストーカー被害	男女問題			その他	小計	生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題							妊娠・出産	その他	小計	
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力																											その他
相談所	来所	21		8	1			1	2	1	1		4	1	1	13	54	3	3			1	1		1		1		1						63	
	電話	53	1	11	13	1		3	2	5	13	1		6	1	2	2	37	11	3	4		4	8	6	18		1	25						198	
	訪問	6											1					7			2	3							0					12		
	メール	2	1	3	6													14	1										0						15	
	その他																	0											0						0	
相談員	来所	58	0	88	7	2	57	26	12	7	4	20	4	5	0	3	3	0	296	4	0	41	0	9	4	54	3	15	3	4	25	0	0	0	0	379
	県	12		5					1	3	1								22			1			1		1								24	
	鳥取市	26		61		2	55	1	9			20	3	5		2	3		187			34			34	3	2	2							228	
	米子市	13		18	7		2	10	2	2	1								56	4		5		9	4	18		6	1	2	9				87	
	倉吉市	2		3				15		2	2								24			1						6		2	8				33	
	境港市	5		1												1			7						1				2	8					7	
	電話	185	0	197	18	7	144	58	33	9	18	58	6	8	0	18	14	38	811	33	3	124	2	8	9	143	22	66	38	5	131	0	0	0	0	1,121
	県	28		7	3			5	5	2	8	15		2			4	33	112							0	4	2	1		7					119
	鳥取市	100		146		6	141		16	4		42	4	6		5	10		480			113				113	12	2	8		22					615
	米子市	34		40	12	1	2	20	12	2	3	1	2					5	134	30	3	7	2	7	8	24	6	11	26	3	46					237
	倉吉市	13		4	3		1	33		1	5								60	3		4		1	1	6		51	3	2	56					125
	境港市	10									2								25							0										25
	訪問	30	0	20	4	0	56	5	8	4	13	10	1	5	0	7	0	0	163	12	0	30	0	2	2	34	8	16	5	1	30	0	0	0	0	239
	県																		0							0										0
	鳥取市	18		18			53		5	4		10	1	5		1			115			22				22	4				4					141
	米子市	10		2	3			5	3										23	12		8		2	1	11	4	3	5	1	13					59
	倉吉市				1		3												4							1	1		13			13				18
	境港市	2									13								21							0										21
	メール	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
	県	1																1	2	1		1				1					0					4
鳥取市																		0							0					0					0	
米子市								1									1	1							0				0						2	
倉吉市																		0							0				0						0	
境港市																		0							0				0							0
その他	9	0	14	7	0	0	9	3	0	1	0	1	1	0	0	0	1	46	3	2	1	0	0	2	3	3	4	5	2	14	0	0	0	0	0	68
県																		0							0											0
鳥取市																		0							0											0
米子市	9		14	6			8	3				1	1			1	43	3	2	1			2	3	3	1	5	2	11						62	
倉吉市							1			1							2							0		3			3						5	
境港市				1													1							0												1
計	365	2	341	56	10	257	101	60	27	50	90	12	30	2	32	20	90	1,545	69	13	204	2	19	22	247	42	120	51	13	226	0	1	0	0	0	2,101
前年度(同期)計	708	3	298	209	41	122	194	36	34	47	79	6	25	3	2	46	137	1,990	126	8	168	30	7	44	249	25	71	18	31	145	0	0	0	0	0	2,518

区 分		処理済実人員											計		
		婦人保護施設へ収容	自立	結婚	帰宅	帰郷	福祉事務所へ移送	員へ移送	婦人相談所・婦人相談	他府県の婦人相談所・婦人相談員へ移送	その他関係機関・施設へ移送	助言・指導のみ		その他	
相談所	来 所				1	1	2				2	39	17	62	
	電 話											138	60	198	
	訪 問											7	4	11	
	メール											15		15	
	その他														0
相 談 員	来 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	363	14	379	
	県											24		24	
	鳥取市											228		228	
	米子市											86	1	87	
	倉吉市										1	19	13	33	
	境港市										1	6		7	
	電 話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,021	100	1,121	
	県											79	40	119	
	鳥取市											615		615	
	米子市											218	19	237	
	倉吉市											84	41	125	
	境港市											25		25	
	訪 問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	218	21	239	
	県														0
	鳥取市											141			141
	米子市											56	3		59
	倉吉市													18	18
	境港市											21			21
	メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1		6
	県											4			4
	鳥取市														0
	米子市											1	1		2
	倉吉市														0
	境港市														0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	47		68
県														0	
鳥取市														0	
米子市											20	42		62	
倉吉市												5		5	
境港市											1			1	
計	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4	1,827	264		2,099	
前年度(同期)計	0	3	0	1	2	3	0	0	0	2	2,213	293		2,517	

(5) 年齢別受付状況調べ

(令和2年3月31日 現在)

区 分	18才未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	不 明	計	
相 談 所	来 所	1	1	10	32	5	8	6	0	63
	電 話	0	1	12	34	31	33	36	51	198
	訪 問	0	0	7	2	1	0	2	0	12
	メー ル	0	0	0	2	1	0	1	11	15
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相 談 員	来 所	8	6	63	135	122	23	17	5	379
	県	0	1	7	7	6	1	2	0	24
	鳥取市	7	5	40	83	66	17	6	4	228
	米子市	0	0	9	28	37	5	8	0	87
	倉吉市	1	0	6	14	10	0	1	1	33
	境港市	0	0	1	3	3	0	0	0	7
	電 話	9	34	195	353	345	48	51	86	1121
	県	0	2	10	13	35	12	4	43	119
	鳥取市	7	12	126	201	197	21	22	29	615
	米子市	0	20	19	89	63	15	21	10	237
	倉吉市	2	0	27	43	45	0	4	4	125
	境港市	0	0	13	7	5	0	0	0	25
	訪 問	1	5	52	88	72	13	6	2	239
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	1	3	37	45	38	11	4	2	141
	米子市	0	1	10	20	24	2	2	0	59
	倉吉市	0	0	0	8	10	0	0	0	18
	境港市	0	1	5	15	0	0	0	0	21
	メー ル	0	1	0	0	0	0	0	5	6
	県	0	0	0	0	0	0	0	4	4
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米子市	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	倉吉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	境港市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	2	9	26	13	6	6	6	68
	県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
米子市	0	2	7	24	11	6	6	6	62	
倉吉市	0	0	2	1	2	0	0	0	5	
境港市	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
計	19	50	348	672	590	131	125	166	2,101	
前年度(同期)計	10	26	399	769	728	149	226	211	2,518	

34 一時保護の状況
 (1) 経路別入所状況調べ

(令和2年3月31日 現在)

本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設	医療機関	教育機関	労働関係	縁故者・知人	その他	計
1	5	1	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	12
(0)	(2)	(0)	(0)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)

(注) () は同伴児者で外書である。

(2) 一時保護の理由調べ

(令和2年3月31日 現在)

区分	人間関係																	住居問題	帰宅先なし	
	夫等				子ども			親族			家庭不和	その他の者からの暴力	交際相手からの暴力	交際相手その他	ストーカー被害	男女問題	その他			小計
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他										
人数	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	9	0	2
	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)
当該年度新規入所者(再掲)	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	8	0	1
	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)	(0)

区分	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計	
	生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計							
人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	12
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)
当該年度新規入所者(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)

(注) () は同伴児者で外書である。

(3) 一時保護後の状況調べ

(令和2年3月31日 現在)

要保護女子	婦人保護施設へ	自立	帰宅	帰郷	病院へ	他の婦人相談所へ	民間団体へ	福祉事務所		入国管理局へ	大使館へ	帰国	その他	合計	左記のうち生活保護の適用を受けた者
								母子生活支援施設へ	他の社会福祉施設へ						
人数	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	9 (5)	0 (0)

(注) () は同伴児者で外書である。

同伴する家族	要保護女子と一緒に	分離			合計
		児童相談所へ	帰宅	帰国 その他	
人数	4	1			5

(4) 年齢別入所状況調べ

(令和2年3月31日 現在)

18才未満	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	不明	計
0	1	7	2	1	1	0	0	12

入所人員 (在籍数)	実人員	当年度	12 (5)
		前年度	17 (17)
	延人員	当年度	96 (58)
		前年度	176 (156)

(注) () は同伴児者で外書である。

3.5 一時保護委託者数調べ (在籍数)

(令和2年3月31日 現在)

区分	実人員	延人員
本人	5	27
同伴児	1	3
同伴者		
計	6	30

注：同伴児は18才未満、同伴者は18才以上。

3.6 主な施設の整備状況調べ

該当なし

福祉保健局 個別事項
(知的障害者更生相談所関係)

3 7 知的障害者更生相談所に係る障害程度別の相談状況
(単位：件) (令和2年3月31日現在)

区 分	軽度	中度	重度	最重 度	発達 障害	その 他	合計
H27年度	101	44	40	36	3	2	226
H28年度	82	36	23	27	0	1	169
H29年度	108	39	40	29	0	4	218
H30年度	116	43	26	25	0	0	210
R1年度	114	45	26	24	0	2	211

3 8 知的障害者更生相談所に係る相談内容及び判定の状況

(令和2年3月31日現在)

区分	実 人員	相談内容 (延)									判定内容 (延)				
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計	医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その他 の判定	計
来所	236	0	0	3	0	2	0	205	43	253	12	193	0	0	205
巡回	17	0	0	0	0	0	0	18	1	19	1	17	0	1	19
電話等	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	254	0	0	4	0	2	0	223	44	273	13	210	0	1	224

○意見、要望等

- (1) 業務に関する意見・要望等
なし
- (2) 監査委員事務局に対する要望等
なし